

令和2年4月

保護者のみなさまへ

伊丹市教育委員会

令和2年度災害共済給付制度のお知らせ

伊丹市では、学校の管理下で児童・生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う、国、学校の設置者及び保護者の三者が負担する互助共済制度に加入しています。この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色を持っています。

- 低い掛金で、手厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物によるO-157などの食中毒及び熱中症、また、いわゆる突然死も給付の対象となります。

※ これまでに同意書をご提出いただきました場合、今年度以降の同意書提出は不要として、継続加入の手続きをさせていただきます。

給付の対象となる管理下と災害の範囲 ※印は、特にご注意ください。

学校(園)の管理下【各教科や学校行事などの授業中(保育中)、運動会、部活動などの課外指導中(園外保育中)、休憩時間中などのほか、通学(園)中を含む】における、児童・生徒の負傷【骨折、打撲、やけどなど】、疾病【異物の嚥下、漆等による皮膚炎など】に対する医療費、障害又は死亡が給付の対象となります。

※ **学校(園)管理下での負傷・疾病的治療は、本共済の対象となり、伊丹市の福祉医療は利用できませんので、「子ども医療費受給者証」や「乳幼児医療費受給者証」などは医療機関で出さないでください。**

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校(園)の管理下において生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 健康保険法に規定する医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分)。 ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限定額が定められます)に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校(園)の管理下において生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの 〔給食等による中毒、ガス等による中毒、溺水、熱中病、異物の嚥下又は迷入による疾病、漆等による皮膚炎、外部衝撃等による疾患、負傷による疾病〕	医療費 健康保険法に規定する医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分)。 ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限定額が定められます)に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校(園)の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1級から第14級に区分される	障害見舞金 4,000万円~88万円[通学中の災害の場合2,000~44万円]
死亡	学校(園)の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円[通学中は1,500万円]
	学校(園)の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,500万円[通学中の場合も同額]
突然死	学校(園)の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘引となって発生したもの	死亡見舞金 3,000万円

※1 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。

- ※2 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上のものをいいます。（例えば、被扶養者（家族）である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担額は医療費総額の3割分となります）
 - ※3 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
 - ※4 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
 - ※5 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳児医療助成）を受けたときは、その限度において、給付を行わない場合があります。
 - ※6 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。（障害見舞金または死亡見舞金の支給は行われます。）
 - ※7 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと、時効によって請求権がなくなります。
- ◎ このご案内は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の概要をご説明したもので
す。

給付を受ける手続き

必要書類を学校（園）から受け取り、受診した医療機関で証明を受けて（用紙を持参してその場ですぐに証明していただけない場合もありますので、証明を受けるときは、医師等の都合を確かめてからお願ひするようにしてください）、学校へ提出してください。学校は教育委員会を通じてセンターへ請求します。その後、センターから教育委員会を経て学校へ給付決定通知が送付され、給付されることになります。

このように、請求手続きは学校が行いますから、お子様が、「学校（園）の管理下」で災害に遭った場合は、まず学校にご相談いただき、治療の経過を報告するなど、学校との密な連携をお願いします。

なお、この請求から給付までの手続きは、独立行政法人日本スポーツ振興センター大阪支所において、審査の上、給付額を決定しますので、2～3ヶ月かかりますことをご承知ください。

給付制度への加入と共済掛金

加入契約

教育委員会とセンターが災害共済給付契約を結び、保護者のみなさんからいいただく掛金と教育委員会が負担する掛金を合わせて、決められた日（5月31日）までにセンターに支払うことにより加入契約が完了し、4月1日以降の災害が給付の対象になります。

なお、伊丹市立の学校および幼稚園は全員加入制をとっています。また、全国の国公立の学校も加入していますので、他市の国公立の学校へ転出された場合でも、ほとんどの学校でこの制度の適用を受けることができます。

共済掛金

保護者負担金は下記の通りです。徴収方法については、学校（園）からお知らせします。

区分	保護者負担金
小学校（一般児童）	460円
中学校（一般生徒）	460円
伊丹特別支援学校	小・中学部
	高等部
高等学校	1,290円
幼稚園	162円